【前期第9問】

甲(45 歳)は株式会社 S が商標登録を受けている家庭用テレビゲーム機「PS5」について、 PS5 専用アプリケーション以外の各種アプリケーションのインストール及び実行も可能に なるように内蔵プログラムを改変し、ネットオークションに出そうと考えていた。

甲は、部品の交換・変更や、ハードウエア面における変更は違法であるとの認識があった。しかし、甲が行おうとしているのは書き換えが可能かつ変更が予定されている内蔵プログラムの改変であるし、PS5 本体の初期化機能やアップデート機能によって改変前とほぼ同じ状態に戻すことも可能であるので問題はないと考えていた。

甲の同郷の幼馴染である乙(46 歳)は、小さいころから地元で"神童"と呼ばれるほどの 秀才であり、東京の大学を卒業後そのまま警察庁に入庁した現職の警察官僚である。

乙が帰郷し、久々に甲の自宅を訪ねた際、甲は PS5 の内蔵プログラムを改変している最中であった。乙は、甲に何をしているのかを聞きながら「今時は、こんなこともできるのか。」「甲は昔から機械いじりが得意だったから、これで稼げるのはいいことだ。」「これは高く売れそうだな。まあ、わかっているだろうけれども、やりすぎずほどほどにしておけよ。」などと発言した。それを聞いた甲は、警察庁の偉い警察官がそう言うのだから自身の改変行為は全く問題がないという確信をさらに強めた。

その後甲は内蔵プログラムに改変を施した PS5 を、その登録商標をつけたまま 3 台ネットオークションに出品した。

甲の罪責を検討せよ。

参考判例:名古屋高裁平成25年1月25日判決

【参考条文】

商標法第25条(商標権の効力)

商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する。ただし、その商標権について専用使用権を設定したときは、専用使用権者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

商標法第78条(侵害の罪)

商標権又は専用使用権を侵害した者(第37条又は第67条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。)は、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

商標法第78条の2

第37条又は第67条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。